議案第１２号

海老名市介護保険条例の一部改正について

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年２月２４日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準について特例を定めたいため

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成１２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２条を加える。

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第７条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第２９４条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が５５１，０００円以上６５１，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア及び第１５号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について

は、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から５５０，０００円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が６５１，０００円以上１，６１９，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア及び第１５号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に１００，０００円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（

同年中の給与等の収入金額が１，６１９，０００円以上１，９００，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア及び第１５号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に６５０，０００円から令和７年給与所得控除額（令和７年中の所得税法第２８条第１項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第８条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第３条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての

世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（１）　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第２９４条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（２）　地方税法第２９５条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５１，０００円以上６５１，０００円未満であり、かつ、１，３５０，０００円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５０，０００円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５１，０００円以上１，６１９，０００円未満であり、かつ、１，３５０，０００円から同年の合計所得金額を控除して得た額が１００，０００円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１，６１９，０００円以上１，９００，０００円未満であり、かつ、１，３５０，０００円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５０，０００円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（３）　地方税法第２９５条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５１，０００円以上６５１，０００円未満であり、かつ、地方税法第２９５条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５０，０００円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５１，０００円以上１，６１９，０００円未満であり、かつ、地方税法第２９５条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が１００，０００円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１，６１９，０００円以上１，９００，０００円未満であり、かつ、地方税法第２９５条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５０，０００円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第３条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。